

# 区民委員会議案説明資料

令和4年3月24日

件名	頁
1 第38号議案 足立区特別区税条例の一部を改正する条例 . . . . .	2
2 第39号議案 足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例 . . . . .	4
3 第40号議案 足立区柔道整復療養費案件調査委員会条例を廃止する条例	20

(区 民 部)

第 3 8 号議案説明資料

令和 4 年 3 月 2 4 日

件 名	<b>足立区特別区税条例の一部を改正する条例</b>
所管部課名	区民部 課税課
内 容	<p><b>1 概要</b>          普通徴収によって徴収する特別区民税の納期は、本条例により 4 期に分け、それぞれの期間が定められている。</p> <p>第 1 期 6 月 1 日から同月 30 日まで          第 2 期 8 月 1 日から同月 31 日まで          第 3 期 10 月 1 日から同月 31 日まで          第 4 期 1 月 1 日から同月 31 日まで</p> <p>未だ収束の見えない新型コロナウイルスの更なる感染拡大や、その他不測の事態により、執務を一時的に遂行できなくなった場合、賦課決定の事務処理等に遅延が生じることで、納期を変更せざるを得ない状況が生じる恐れがある。</p> <p>このような場合にも弾力的に対応できるよう、納期に関する条項を改正することで、区民への影響を最小限に抑える。</p> <p>なお、弾力的に対応できるように運用しているのは、23 区中 7 区である。</p> <p><b>2 主な改正の概要（詳細は別紙・新旧対照表のとおり）</b>          足立区特別区税条例第 28 条第 2 項を改正し、前項で定められている納期とは別に納期を定めることができるようにする。</p>
今後の方針	施行年月日 公布の日から施行する

足立区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号 (普通徴収にかかる区民税の納期)</p> <p>第28条 普通徴収の方法によつて徴収する区民税の納期は、次のとおりとする。 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 1月1日から同月31日まで</p> <p>2 区長は、特別の理由があるときは、前項に規定するそれぞれの期間内において、それぞれ定める月の末日を納期限として別に納期を定めることができる。</p>	<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号 (普通徴収にかかる区民税の納期)</p> <p>第28条 普通徴収の方法によつて徴収する区民税の納期は、次のとおりとする。 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 1月1日から同月31日まで</p> <p>2 区長は、特別の理由がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。</p> <p><u>付 則</u> この条例は、公布の日から施行する。</p>

件 名	<b>足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例</b>																																														
所管部課名	区民部 国民健康保険課																																														
内 容	<p>「国民健康保険法施行令」、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」及び「民法」の改正に伴い、以下のとおり、条例を一部改正する。</p> <p><b>1 保険料率等の改定</b>（条例第15条の4、第15条の12、第16条の4）</p>																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>現 行</th> <th>改正案</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">医療分</td> <td>所得割率</td> <td>100分の7.13</td> <td><u>100分の7.16</u></td> <td>+0.03p</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>38,800円</td> <td><u>42,100円</u></td> <td>+3,300円</td> </tr> <tr> <td>賦課割合</td> <td>55 : 45</td> <td><u>53 : 47</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支援金分</td> <td>所得割率</td> <td>100分の2.41</td> <td><u>100分の2.28</u></td> <td>▲0.13p</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>13,200円</td> <td>13,200円</td> <td>±0円</td> </tr> <tr> <td>賦課割合</td> <td>54 : 46</td> <td><u>53 : 47</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>所得割率</td> <td>100分の9.54</td> <td><u>100分の9.44</u></td> <td>▲0.1p</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>52,000円</td> <td><u>55,300円</u></td> <td>+3,300円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分		現 行	改正案	増 減	医療分	所得割率	100分の7.13	<u>100分の7.16</u>	+0.03p	均等割額	38,800円	<u>42,100円</u>	+3,300円	賦課割合	55 : 45	<u>53 : 47</u>	—	支援金分	所得割率	100分の2.41	<u>100分の2.28</u>	▲0.13p	均等割額	13,200円	13,200円	±0円	賦課割合	54 : 46	<u>53 : 47</u>	—	合計	所得割率	100分の9.54	<u>100分の9.44</u>	▲0.1p	均等割額	52,000円	<u>55,300円</u>	+3,300円			
	区 分		現 行	改正案	増 減																																										
	医療分	所得割率	100分の7.13	<u>100分の7.16</u>	+0.03p																																										
		均等割額	38,800円	<u>42,100円</u>	+3,300円																																										
		賦課割合	55 : 45	<u>53 : 47</u>	—																																										
	支援金分	所得割率	100分の2.41	<u>100分の2.28</u>	▲0.13p																																										
		均等割額	13,200円	13,200円	±0円																																										
		賦課割合	54 : 46	<u>53 : 47</u>	—																																										
	合計	所得割率	100分の9.54	<u>100分の9.44</u>	▲0.1p																																										
均等割額		52,000円	<u>55,300円</u>	+3,300円																																											
<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">介護分</td> <td>所得割率</td> <td>100分の2.20</td> <td><u>100分の2.34</u></td> <td>+0.14p</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>17,000円</td> <td><u>16,600円</u></td> <td>▲400円</td> </tr> <tr> <td>賦課割合</td> <td>53 : 47</td> <td><u>55 : 45</u></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				介護分	所得割率	100分の2.20	<u>100分の2.34</u>	+0.14p	均等割額	17,000円	<u>16,600円</u>	▲400円	賦課割合	53 : 47	<u>55 : 45</u>	—																															
介護分	所得割率	100分の2.20	<u>100分の2.34</u>		+0.14p																																										
	均等割額	17,000円	<u>16,600円</u>		▲400円																																										
	賦課割合	53 : 47	<u>55 : 45</u>	—																																											
<p><b>2 低所得者の保険料の減額</b>（条例第19条の2）</p>																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>現 行</th> <th>改正案</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">医療分</td> <td>7割減額</td> <td>27,160円</td> <td><u>29,470円</u></td> <td>+2,310円</td> </tr> <tr> <td>5割減額</td> <td>19,400円</td> <td><u>21,050円</u></td> <td>+1,650円</td> </tr> <tr> <td>2割減額</td> <td>7,760円</td> <td><u>8,420円</u></td> <td>+660円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支援金分</td> <td>7割減額</td> <td>9,240円</td> <td>9,240円</td> <td>±0円</td> </tr> <tr> <td>5割減額</td> <td>6,600円</td> <td>6,600円</td> <td>±0円</td> </tr> <tr> <td>2割減額</td> <td>2,640円</td> <td>2,640円</td> <td>±0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">介護分</td> <td>7割減額</td> <td>11,900円</td> <td><u>11,620円</u></td> <td>▲280円</td> </tr> <tr> <td>5割減額</td> <td>8,500円</td> <td><u>8,300円</u></td> <td>▲200円</td> </tr> <tr> <td>2割減額</td> <td>3,400円</td> <td><u>3,320円</u></td> <td>▲80円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分		現 行	改正案	増 減	医療分	7割減額	27,160円	<u>29,470円</u>	+2,310円	5割減額	19,400円	<u>21,050円</u>	+1,650円	2割減額	7,760円	<u>8,420円</u>	+660円	支援金分	7割減額	9,240円	9,240円	±0円	5割減額	6,600円	6,600円	±0円	2割減額	2,640円	2,640円	±0円	介護分	7割減額	11,900円	<u>11,620円</u>	▲280円	5割減額	8,500円	<u>8,300円</u>	▲200円	2割減額	3,400円	<u>3,320円</u>	▲80円
区 分		現 行	改正案	増 減																																											
医療分	7割減額	27,160円	<u>29,470円</u>	+2,310円																																											
	5割減額	19,400円	<u>21,050円</u>	+1,650円																																											
	2割減額	7,760円	<u>8,420円</u>	+660円																																											
支援金分	7割減額	9,240円	9,240円	±0円																																											
	5割減額	6,600円	6,600円	±0円																																											
	2割減額	2,640円	2,640円	±0円																																											
介護分	7割減額	11,900円	<u>11,620円</u>	▲280円																																											
	5割減額	8,500円	<u>8,300円</u>	▲200円																																											
	2割減額	3,400円	<u>3,320円</u>	▲80円																																											

**3 賦課限度額の変更**（条例第15条の8、第15条の16）

区分	現行	改正案	増減
医療分	630,000円	<u>650,000円</u>	+20,000円
支援金分	190,000円	<u>200,000円</u>	+10,000円
介護分	170,000円	170,000円	±0円
合計	990,000円	<u>1,020,000円</u>	+30,000円

**4 結核医療給付金の支給判定に係る課税対象者の年齢区分変更**（条例第12条）

現行：20歳 → 改正案：18歳

**5 国民健康保険法施行令の改正に伴う関連条文の変更および追加**

(1) 第14条の3第1号ウ

現行：法第81条の2第4項 → 改正案：法第81条の2第5項

(2) 第14条の3第1号エ

現行：法第81条の2第9項第2号 → 改正案：法第81条の2第10項第2号

(3) 第14条の3第2号エ

国民健康保険法第72条の3の2第1項を追加

(4) 第15条の9第2号イ

国民健康保険法第72条の3の2第1項を追加

**6 未就学児の被保険者均等割額の減額を新設**（条例第19条の4）

区分	均等割額	低所得者の保険料の減額		未就学児の均等割減額
		軽減割合	軽減額	
医療分	42,100円	7割	29,470円	<u>6,315円</u>
		5割	21,050円	<u>10,525円</u>
		2割	8,420円	<u>16,840円</u>
		軽減なし	0円	<u>21,050円</u>
支援金分	13,200円	7割	9,240円	<u>1,980円</u>
		5割	6,600円	<u>3,300円</u>
		2割	2,640円	<u>5,280円</u>
		軽減なし	0円	<u>6,600円</u>

今後の方針

施行年月日  
令和4年4月1日から施行する

## 【別紙1】特別区統一保険料率等（案）の推移について

### 1 特別区の推移

【医療分及び支援金分】

		令和4年度(案) ※1		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度	
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42	
保険料率等	所得割率	9.44%		9.54%		9.43%		9.49%		9.54%	
	医療分	7.16%	2.28%	7.13%	2.41%	7.14%	2.29%	7.25%	2.24%	7.32%	2.22%
	均等割額	55,300円		52,000円		52,800円		52,200円		51,000円	
	医療分	42,100円	13,200円	38,800円	13,200円	39,900円	12,900円	39,900円	12,300円	39,000円	12,000円
	賦課限度額	850,000円		820,000円		820,000円		800,000円		770,000円	
	医療分	650,000円	200,000円	630,000円	190,000円	630,000円	190,000円	610,000円	190,000円	580,000円	190,000円
1人あたり保険料		131,813円		124,989円		126,202円		125,174円		121,988円	
医療分	支援金分	100,322円	31,491円	93,389円	31,600円	95,473円	30,729円	95,640円	29,534円	93,287円	28,701円
保険料額 前年度との差	金額	+6,824円		-1,213円		+1,028円		+3,186円		+3,547円	
	月額	+568.7円		-101.1円		+85.7円		+265.5円		+295.6円	

※1 令和4年度の保険料率等は、特別区独自の激変緩和措置として、本来、納付金総額の97.3%を賦課総額とするべきところ、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特殊な社会情勢に鑑み、医療分92.3%、支援金分97.3%、介護分97.3%、全体で94%相当の独自激変緩和措置を講じている。

【介護分】

		令和4年度(案) ※1		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度	
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		57:43		54:46		53:47	
保険料率等	所得割率 <sup>※2</sup>	2.34% <sup>※2</sup>		2.20%		1.98%		1.69%		1.60%	
	均等割額	16,600円		17,000円		15,600円		15,600円		15,600円	
	賦課限度額	170,000円		170,000円		170,000円		160,000円		160,000円	

※2 介護分の所得割率は区によって異なる。記載の料率は、足立区独自の料率である。

### 2 特別区と足立区の1人あたり保険料(医療分および支援金分)の比較

	令和4年度(案)	令和3年度	3年度との差
特別区	131,813円	124,989円	+6,824円
足立区	117,783円	115,824円	+1,959円
特別区との差	-14,030円	-9,165円	-4,865円

## 【別紙2】令和4年度国民健康保険料試算について（医療分＋支援金分）

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

### 1 年金受給者（65歳以上）1人世帯〔世帯主65歳のみ〕

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3年度保険料	15,600	15,600	86,438	192,238	270,942	351,078	432,168	513,258	597,210	687,840
4年度保険料	16,590	16,590	88,608	194,068	271,948	351,244	431,484	511,724	594,796	684,476
増加額	990	990	2,170	1,830	1,006	166	▲ 684	▲ 1,534	▲ 2,414	▲ 3,364
前年度比	1.063	1.063	1.025	1.010	1.004	1.000	0.998	0.997	0.996	0.995
均等割軽減対象	⑦:▲38,710	⑦:▲38,710	②:▲11,060							

### 2 年金受給者（65歳以上）2人世帯〔世帯主65歳＋配偶者65歳・収入なし〕

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3年度保険料	31,200	31,200	96,838	244,238	322,942	403,078	484,168	565,258	649,210	739,840
4年度保険料	33,180	33,180	99,668	249,368	327,248	406,544	486,784	567,024	650,096	739,776
増加額	1,980	1,980	2,830	5,130	4,306	3,466	2,616	1,766	886	▲ 64
前年度比	1.063	1.063	1.029	1.021	1.013	1.009	1.005	1.003	1.001	1.000
均等割軽減対象	⑦:▲77,420	⑦:▲77,420	⑤▲55,300							

### 3 給与所得者（65歳未満）1人世帯〔世帯主35歳のみ〕

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3年度保険料	15,600	27,908	136,906	203,686	274,282	350,602	426,922	507,058	592,918	683,548
4年度保険料	16,590	29,538	139,316	205,396	275,252	350,772	426,292	505,588	590,548	680,228
増加額	990	1,630	2,410	1,710	970	170	▲ 630	▲ 1,470	▲ 2,370	▲ 3,320
前年度比	1.063	1.058	1.018	1.008	1.004	1.000	0.999	0.997	0.996	0.995
均等割軽減対象	⑦:▲38,710	⑤▲27,650								

4 給与所得者（65歳未満）2人世帯〔世帯主35歳+配偶者35歳・収入なし〕

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3年度保険料	31,200	53,908	168,106	255,686	326,282	402,602	478,922	559,058	644,918	735,548
4年度保険料	33,180	57,188	172,496	260,696	330,552	406,072	481,592	560,888	645,848	735,528
増加額	1,980	3,280	4,390	5,010	4,270	3,470	2,670	1,830	930	▲ 20
前年度比	1.063	1.061	1.026	1.020	1.013	1.009	1.006	1.003	1.001	1.000
均等割軽減対象	⑦:▲77,420	⑤▲55,300	②▲22,120							

5 給与所得者（65歳未満）3人世帯〔世帯主35歳+配偶者35歳・収入なし+子5歳・収入なし〕

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3年度保険料	46,800	79,908	209,706	307,686	378,282	454,602	530,922	611,058	696,918	778,406
4年度保険料	41,475	71,013	194,616	288,346	358,202	433,722	509,242	588,538	673,498	763,178
増加額	▲ 5,325	▲ 8,895	▲ 15,090	▲ 19,340	▲ 20,080	▲ 20,880	▲ 21,680	▲ 22,520	▲ 23,420	▲ 15,228
前年度比	0.886	0.889	0.928	0.937	0.947	0.954	0.959	0.963	0.966	0.980
均等割軽減対象	⑦:▲116,130	⑤▲82,950	②▲33,180							

◆ 均等割軽減対象（令和3年度から変更なし）

7割軽減⑦（4年度） 基準額43万円+10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）以下

5割軽減⑤（4年度） 基準額43万円+28.5万円×被保険者数（※2）+10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）以下

2割軽減②（4年度） 基準額43万円+52万円×被保険者数（※2）+10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）以下

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上））を受ける者

※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む

改正前	改正後
<p>○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号 目次から第11条（略）</p> <p>（結核・精神医療給付金）</p> <p>第12条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項（同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める結核医療給付金の申請のあつた月の属する年度（当該申請のあつた月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の特別区民税（市町村民税を含むものとし、地方税法（昭和25年法律第226号）第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下この条において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該特別区民税を免除された者を含む。）である場合に支給する。</p> <p>（1） <u>20歳</u>以上の被保険者 当該被保険者</p> <p>（2） <u>20歳未満</u>の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主</p> <p>2～6 （略）</p> <p>第13条～第14条の2（略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条の2 _____ の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、</p>	<p>○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号 目次から第11条（略）</p> <p>（結核・精神医療給付金）</p> <p>第12条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項（同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める結核医療給付金の申請のあつた月の属する年度（当該申請のあつた月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の特別区民税（市町村民税を含むものとし、地方税法（昭和25年法律第226号）第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下この条において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該特別区民税を免除された者を含む。）である場合に支給する。</p> <p>（1） <u>18歳</u>以上の被保険者 当該被保険者</p> <p>（2） <u>18歳未満</u>の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主</p> <p>2～6 （略）</p> <p>第13条～第14条の2（略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条の2 <u>及び第19条の4</u> の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、</p>

改正前	改正後
<p>第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>法第81条の2第4項</u>の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ <u>法第81条の2第9項第2号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた<u>法第72条の3第1項</u>の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>第14条の4～第15条の3（略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p>	<p>第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>法第81条の2第5項</u>の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ <u>法第81条の2第10項第2号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた<u>法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>第14条の4～第15条の3（略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p>

改正前	改正後
<p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.13</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の55</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。))第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>3万8,800円</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の45</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>	<p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.16</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の53</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。))第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万2,100円</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の47</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>
<p>第15条の5～第15条の7 (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p>	<p>第15条の5～第15条の7 (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p>
<p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2 _____ において同じ。)は、<u>63万円</u>を超えることができない。</p>	<p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条、<u>第19条の2</u> <u>及び第19条の4</u>において同じ。)は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p>
<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p>	<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p>
<p>第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額 (第19条の2 _____ の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額 (以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>	<p>第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額 (第19条の2 <u>及び第19条の4</u>の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額 (以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>

改正前	改正後
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>第15条の10～第15条の11（略）</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.41</u>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の54</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万3,200円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の46</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）</p> <p>第15条の13～第15条の15（略）</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>第15条の10～第15条の11（略）</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.28</u>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の53</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万3,200円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の47</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）</p> <p>第15条の13～第15条の15（略）</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p>

改正前	改正後
<p>第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2 _____において同じ。）は、<u>19万円</u>を超えることができない。</p>	<p>第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2 <u>及び第19条の4</u>において同じ。）は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p>
<p>第16条～第16条の3（略）</p> <p>（介護納付金賦課額の保険料率）</p>	<p>第16条～第16条の3（略）</p> <p>（介護納付金賦課額の保険料率）</p>
<p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 所得割 <u>100分の2.20</u>（介護納付金賦課総額の<u>100分の53</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）</p> <p>（2） 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万7,000円</u>（介護納付金賦課総額の<u>100分の47</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）</p>	<p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 所得割 <u>100分の2.34</u>（介護納付金賦課総額の<u>100分の55</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）</p> <p>（2） 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万6,600円</u>（介護納付金賦課総額の<u>100分の45</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）</p>
<p>第16条の5～第18条（略）</p> <p>（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は、被保険者数の異動等があつた場合）</p>	<p>第16条の5～第18条（略）</p> <p>（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は、被保険者数の異動等があつた場合）</p>
<p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった</p>	<p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった</p>

改正前	改正後
<p>場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の額、第15条の10若しくは第15条の13の額、第16条の2の額又は次条各号に定める額_____の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p>	<p>場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の額、第15条の10若しくは第15条の13の額、第16条の2の額又は次条各号に定める額若しくは第19条の4各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p>
<p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の額、第15条の10若しくは第15条の13の額、第16条の2の額又は次条各号に定める額_____の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。 （_____保険料の減額）</p>	<p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の額、第15条の10若しくは第15条の13の額、第16条の2の額又は次条各号に定める額若しくは第19条の4各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。 （<u>低所得者の</u>保険料の減額）</p>
<p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義</p>	<p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義</p>

改正前	改正後
<p>務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者 (法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。) につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。) の算定についても同様とする。以下この条において同じ。) 及び山林所</p>	<p>務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者 (法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。) につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。) の算定についても同様とする。以下この条において同じ。) 及び山林所</p>

改正前	改正後
<p>得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万7,160円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,240円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,900円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に</p>	<p>得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万9,470円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,240円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,620円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に</p>

改正前	改正後
<p>10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に28万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万9,400円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,600円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,500円</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に52万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>7,760円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,640円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3,400円</u></p>	<p>10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に28万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万1,050円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,600円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,300円</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に52万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,420円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,640円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3,320円</u></p>
第19条の3 (略)	第19条の3 (略)

改正前	改正後
<p>第20条～第29条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条（略）</p>	<p><u>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</u></p> <p><u>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p><u>（1） 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p><u>ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,315円</u></p> <p><u>イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万525円</u></p> <p><u>ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万6,840円</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万1,050円</u></p> <p><u>（2） 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p><u>ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,980円</u></p> <p><u>イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,300円</u></p> <p><u>ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,280円</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,600円</u></p> <p>第20条～第29条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p><u>付 則（令和4年●月●●日条例第●●号）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p>

改正前	改正後
	2 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の9、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第40号議案説明資料

令和4年3月24日

件名	足立区柔道整復療養費案件調査委員会条例を廃止する条例
所管部課名	区民部 国民健康保険課
内容	<p><b>1 廃止理由</b></p> <p>平成29年に厚労省から発出された「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」一部改正により、都道府県国民健康保険団体連合会（以下、国保連）に設置される柔道整復療養費審査委員会（以下、審査委員会）の権限が強化され、審査委員会にて施術所調査をすることが可能となった。</p> <p>これにより東京都国保連の審査委員会では、平成31年より施術者と面接を行い、施術内容を確認する取り組みが開始された。</p> <p>については、足立区柔道整復療養費案件調査委員会条例に基づく同委員会の取り組みが、権限強化された東京都国保連の審査委員会にて代替可能であることから、同条例を廃止する。</p>
今後の方針	<p>施行年月日 令和4年4月1日から施行する</p>

足立区柔道整復療養費案件調査委員会条例を廃止する条例（案）

足立区柔道整復療養費案件調査委員会条例（平成16年足立区条例第8号）  
は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区柔道整復療養費案件調査委員会の項を削る。

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（附則第2項による改正）新旧対照表（案）

改正前			改正後		
○足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和39年3月31日条例第17号			○足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和39年3月31日条例第17号		
			<p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>		
別表			別表		
附属機関の 属する執行 機関	附属機関の名称	構成員の報酬	附属機関の 属する執行 機関	附属機関の名称	構成員の報酬
区長	(略)	(略)	区長	(略)	(略)
	足立区柔道整復療養費案件調査委員会	日額 13,000円		(削る)	(削る)
	(以下略)	(以下略)		(以下略)	(以下略)
備考			備考		
1 各附属機関の長（足立区社会教育委員の会議の議長を含む。）の報酬は、2,000円を加算した額とする。			1 各附属機関の長（足立区社会教育委員の会議の議長を含む。）の報酬は、2,000円を加算した額とする。		
2 附属機関に部会等を設置した場合における部会等の長の報酬は、当該部会等の開催ごとに1,000円を加算した額とする。			2 附属機関に部会等を設置した場合における部会等の長の報酬は、当該部会等の開催ごとに1,000円を加算した額とする。		